

第124期 定時株主総会 招集ご通知



日 時 2024年6月20日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都品川区大崎二丁目1番1号
ThinkPark Tower 24階
(シンクパークタワー)
株式会社バルカ一
本社大会議室



目次

ごあいさつ	2
第124期定時株主総会招集ご通知	3
事業報告	7
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告	27
株主総会参考書類	33

株式会社バルカ一

証券コード：7995

創業100周年のありたい企業像

未来と未知に挑むチャレンジングな企業
—人類の豊かさと地球環境に貢献するために—

1. あくなき成長戦略の追求とモニタリング
2. 成長をゆるぎないものにする経営基盤の強化
3. より良き地球市民として「環境・社会・企業統治」
への積極的な取り組み

企業理念

THE VALQUA WAY



ごあいさつ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当社第124期定時株主総会を6月20日(木曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当期は、半導体市況の落ち込みや地政学リスクの影響による原材料・エネルギー価格高騰等の逆風下で、中期経営計画NF2023の最終年度として全社一丸となって、その実現に取り組んでまいりました。攻守両面のDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速を図るとともに、研究開発の強化や地政学リスクの増大に対応したサプライチェーンの再構築などに取り組み、将来の持続的成長の実現に向けては一定の結果を残すことができたと考えております。

次期は、創業100周年と将来にわたる持続的な成長と更なる企業価値向上を目指しNF2026を開始する節目の年となります。

創業100周年のありたい企業像として掲げた“未来と未知に挑むチャレンジングな企業”を実現させるために、当社グループの根幹である企業理念「THE VALQUA WAY」を中心としたビジョナリー経営を追求、深化させることが必要であると考えております。NF2026の完遂に向け「THE VALQUA WAY」を基軸に、「Well-being」経営を加え、ステークホルダーの最高満足に向けて新たな価値創造に邁進してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役会長CEO 滝澤 利一

代表取締役社長COO 本坊 吉博

2024年5月

株 主 各 位

証券コード 7995
2024年5月31日

東京都品川区大崎二丁目1番1号

株式会社バルカー

代表取締役社長 本坊吉博

第124期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申しあげます。

さて、当社第124期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.valqua.co.jp/ir/meeting_report/



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7995/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「バルカー」又は「コード」に当社証券コード「7995」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁および6頁の「議決権の行使方法のご案内」をご参照いただき、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

【書面（郵送）による議決権行使】

5頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」をご参照のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月19日（水曜日）午後5時35分までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

5頁に記載の「議決権の行使方法のご案内」および6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後5時35分までに議決権をご行使ください。

敬具

記

① 日時	2024年6月20日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
② 場所	東京都品川区大崎二丁目1番1号 ThinkPark Tower（シンクパークタワー）24階 株式会社バルカー 本社大会議室
③ 会議の目的事項	<p>報告事項 1. 第124期（自2023年4月1日至2024年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第124期（自2023年4月1日至2024年3月31日）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件</p>
④ 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	<p>(1)議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。</p> <p>(2)書面およびインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。</p> <p>(3)インターネット等により複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。</p> <p>(4)当日代理人により議決権行使される場合は、他の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。</p>

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本招集ご通知は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以上

議決権の行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会に ご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月20日(木曜日)
午前10時

書面（郵送）で 議決権行使する方法



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月19日(水曜日)
午後5時35分到着分まで

インターネット等で 議決権行使する方法



次頁の案内に従って、議案の賛否を
をご入力ください。

行使期限

2024年6月19日(水曜日)
午後5時35分入力完了分まで

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	株主番号	○○○○○○○○	議決権の数	XX 個																														
○○○○	御中																																	
<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																		
××××年 ×月×日																																		
一切取扱い																																		
○○○○○○																																		
スマートフォン用 議決権行使 ワープラット ログインQRコード																																		
 見本																																		
○○○○○○○○																																		

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

▶ 「賛」の欄に○印

▶ 「否」の欄に○印

第3、4号議案

全員賛成の場合 ➤ 「**賛**」の欄に○印

全員反対する場合 ➤ 「否」 の欄に○印

▶ 「賛」の欄に○印
候補者の番号を記入

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

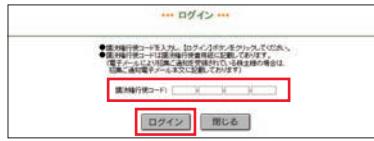
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「初期パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

① 株主さま以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。

② 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家のみなさまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 営業の状況

当連結会計年度におけるグローバル経済は、新型コロナウイルス感染症からの回復が進んだものの、世界各地における軍事的な衝突や米中関係の悪化、主要国におけるインフレの進行等の影響もあり、やや伸び悩みの結果となりました。一方、わが国経済は、個人消費は物価高の影響や将来への警戒感を反映して伸び悩み、当社グループが属する製造業においては、一部の生産動向が回復を示すなど明るさが見えつつあったものの、国内設備投資の回復に足踏みがみられたことに加え海外からの需要減少もあり、全体的には停滞感が漂うこととなりました。

このような事業環境下当社グループは、あらゆる状況変化への対応を速めるとともに、業務効率化を一段と進めるなど、収益確保と収益性改善に向けた施策を実施しました。

また、当期を最終年度とする中期経営計画“New Frontier 2023”(NF2023)で掲げた「成長を守る」という視点に立ち、将来に亘る「健全で持続的な成長」を実現するために、地政学リスクの増大に対応したサプライチェーンの見直し、半導体など成長市場に向けた製品競争力・供給能力の強化、DX（デジタルトランスフォーメーション）を柱とする攻守両面の企業改革等に取り組みました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高が617億4千4百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益が71億2百万円（同20.0%減）、経常利益が73億9千9百万円（同18.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が49億9百万円（同27.2%減）となりました。

② 企業集団の事業部門別の営業の概況

当社グループの事業部門別売上状況は次のとおりであります。

区分	売 上 高			
	当連結会計年度	前連結会計年度	増減額	増減率
シール製品事業	百万円 37,160	百万円 40,130	百万円 ▲2,969	% ▲7.4
機能樹脂製品事業	21,580	18,932	2,648	14.0
シリコンウエハーリサイクル事業他	3,002	3,116	▲113	▲3.6
合計	61,744	62,178	▲434	▲0.7

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、完工ベースで33億円되었습니다。主として生産能力の増強、合理化、研究開発、新基幹システム更新、及び当社連結子会社「株式会社バルカーメタルテクノロジー」による新工場新設のための設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、当社連結子会社「株式会社バルカーメタルテクノロジー」による新工場建設及び長期運転資金として長期借入金37億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期に向けては、東アジア・ウクライナ・中東の情勢、エネルギー・原材料の価格、インフレの進行など世界全体の経済回復に向けた動きに影響を与える多くの不透明要素が存在しております。また、当社グループ周辺においては、世界的な設備投資の減速、半導体関連景況の本格的な回復の遅れ、人手不足と人件費の上昇などが懸念され得る状況となっております。

このような事業環境下において当社グループは、次期を開始年度とする3か年中期経営計画NF2026で掲げた基本方針、

《世界の分断が急激に進み
デジタル化によるビジネスモデルが激変する環境下において
「THE VALQUA WAY」のもとマルチ視点で
ステークホルダーの最高満足に向けて新たな価値創造に邁進しよう》

1. 激変する世界において本質を追求する目線の確立とそれに伴う人材育成
2. 地政学リスクの増大に対応した更なるサプライチェーンの改革と強靭化
3. デジタルイノベーション加速による新たなAI/ITソリューション事業のマネタイズ
4. 「技術流出」の徹底防止と新領域・新技術の見極め
5. 「Think Globally, Act Locally」によるグローカリゼーションの徹底

のもと、創業100周年期にあたる2027年3月期に向けて設定した長期経営目標数値『連結売上高800億円、ROE15%以上』の達成をより確かなものにするとともに、さらなる将来における持続的な価値創造の実現を展望して、諸戦略を着実にかつ迅速に推進いたします。

<事業展開について>

シール製品事業につきましては、既存基盤の選択と集中による収益力の強化を進めるとともに、産業構造の変化に対応した新市場・新事業への参入を積極的に推進いたします。そして、新規・既存領域を問わず当社グループ内の製販技の連携や各種販売チャネルを強化し、当社独自のシールエンジニアリングサービスの提供を行うことで、顧客の安全・安心に貢献してまいります。今後も半導体を中心とした成長が期待される先端産業市場につきましては、高機能シール製品のソリューション展開を継続するとともに、今後の需要の拡大をキャッチアップするための生産力の強化を進めてまいります。

機能樹脂製品事業につきましては、今後も半導体関連市場への資源配分を強化し、またデジタルサービスを活用した事業の高付加価値化を積極的に展開することで、事業のスケールアップと収益力の強化を図ってまいります。

シリコンウェハリサイクル事業他につきましては、NF2026の基本方針のひとつである「デジタルイノベーション加速による新たなAI/ITソリューション事業のマネタイズ」のもと、収益力向上および成長につながる投資を確実に実行し、デジタルビジネスの拡大と収益化を進めてまいります。

地政学リスクへの対応につきましては、米中をはじめとする地域間の対立による経済安全保障への意識の高まりや経済デカップリングの動きに対応したサプライチェーンの改革・強靭化を引き続き行ってまいります。

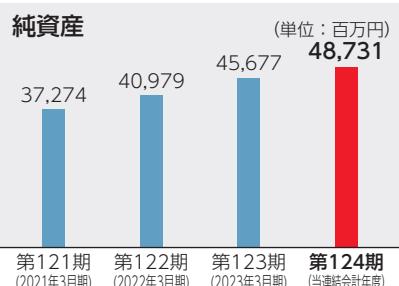
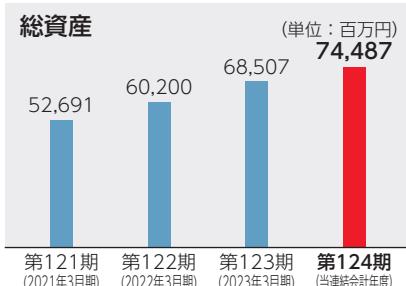
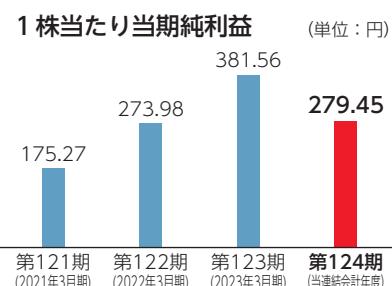
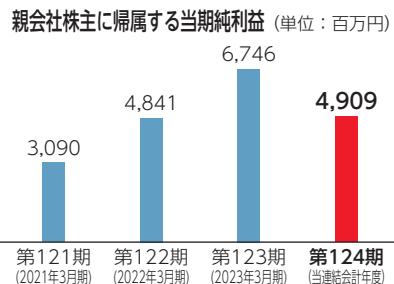
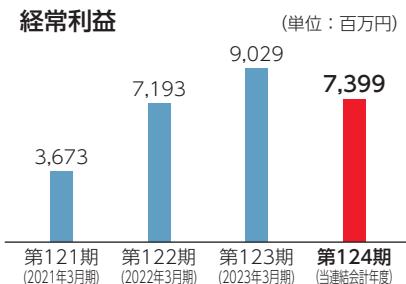
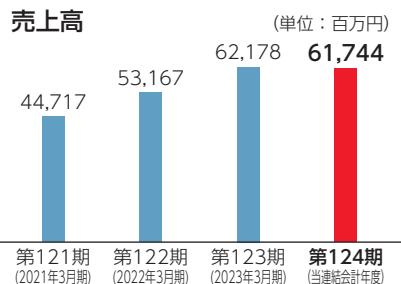
<サステナビリティ活動の推進と人材開発の強化>

当社グループにおけるサステナビリティとは、企業理念である「THE VALQUA WAY」のもと、健全で持続的な成長と持続可能な社会を実現することであると考えております。人類の豊かさと地球環境に貢献するために、創業100周年のありたい企業像である、より良き地球市民として、「環境・社会・企業統治」へ積極的に取り組んでいます。この持続可能な社会の実現に向けた取り組みを「VALQUA Sustainable Action」として定義し、以下3点の活動を重点的に進め、基本理念であるValue（価値の創造）とQuality（品質の向上）につなげてまいります。

1. サステナビリティ経営に資する重要課題の見直し
2. 重要課題ごとの具体的な目標設定と進捗管理
3. コーポレートレポート等を通じた経営戦略とつながるサステナビリティ活動状況の開示拡充

また、当社はこれまで一貫して人材こそが最も重要な経営資源であり、競争力の源泉であると位置づけております。世界が未曾有の危機に直面している環境の中、「THE VALQUA WAY」を基軸とする本質の追求による「理と利（理念と利益）」の実現を目指し、改めてビジョナリー経営の強化へ立ち返り、「THE VALQUA WAY」の現場浸透を図るとともに人材開発を積極的に推進し、時代責任を担うバランカーパーソンの育成に積極的に取り組んでまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移



区分	第121期 (2021年3月期)	第122期 (2022年3月期)	第123期 (2023年3月期)	当連結会計年度 (2024年3月期)
売上高 (百万円)	44,717	53,167	62,178	61,744
経常利益 (百万円)	3,673	7,193	9,029	7,399
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,090	4,841	6,746	4,909
1株当たり当期純利益 (円)	175.27	273.98	381.56	279.45
総資産 (百万円)	52,691	60,200	68,507	74,487
純資産 (百万円)	37,274	40,979	45,677	48,731
1株当たり純資産額 (円)	2,019.94	2,246.76	2,575.01	2,742.82

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出表示しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出表示しております。
4. 第122期は、3か年中期経営計画（2年目）「New Frontier 2022」（NF2022）で掲げた戦略に沿って、半導体など成長市場に向けた製品競争力および供給能力の強化並びに企業と事業の構造改革に取り組み増収増益となりました。
5. 第123期は、2か年中期経営計画「New Frontier 2023」（NF2023）で掲げた「成長を守る」という視点に立ち、地政学リスクの増大に対応したサプライチェーンの見直し、半導体などの成長市場に向けた製品競争力・供給能力の強化、DX（デジタルトランスフォーメーション）を柱とする攻守両面の企業改革等に取り組み増収増益となりました。
6. 当期における状況につきましては、前記（1）の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第122期の連結会計年度の期首から適用しており、第122期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社バルカーテクノ	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカーエスイース	30 百万円	100%	各事業における製品の販売
株式会社バルカー シール ソリューションズ	90 百万円	100%	シール製品の製造
九州バルカー株式会社	30 百万円	100%	シール製品の製造および太陽光発電事業
株式会社バルカー・エフエフティ	472 百万円	83.6%	シリコンウエハーのリサイクルおよび販売
株式会社バルカーメタルテクノロジー	33 百万円	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造
バルカーエヌジーシーインク	2,437 千米ドル	100%	機能樹脂製品の製造および販売
バルカーアメリカインク	1,260 千米ドル	100%	各事業における製品の販売
バルカーシール（上海）有限公司	1,150 百万円	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造および各事業における製品の販売
バルカー（上海）貿易有限公司	1,655 千人民元	100%	各事業における製品の販売
バルカーコリアカンパニーリミテッド	10,859 百万韓国ウォン	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
台湾バルカー国際股份有限公司	100 百万台湾ドル	100%	シール製品および機能樹脂製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	5,300 千米ドル	100%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーアンダストリーズ（タイランド）リミテッド	126 百万バーツ	95.3%	シール製品の製造および各事業における製品の販売
バルカーアンダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	2,500 千米ドル	100%	各事業における製品の販売

(注) 1. 2024年3月31日現在の当社の連結子会社は、上記の15社であります。

2. バルカーベトナムカンパニーリミテッドは、経営基盤の強化を図るため2023年10月に2,300千米ドルの増資をおこないました。

(11) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業部門	主要製品・事業内容
シール製品事業	プラント・機器・配管用ガスケット 機器用グランドパッキン 産業機器・輸送機器用各種ゴム製品（Oリング等） 半導体製造装置用ゴム成形品 自動車部品 施工教育サービス 工事管理付帯サービス 点検・予知保全サービス
機能樹脂製品事業	ふつ素樹脂素材（シート・ロッド等） ふつ素樹脂成形品 ふつ素樹脂フィルム・テープ製品 ふつ素樹脂ライニング製品および関連サービス
シリコンウエハーリサイクル事業他	シリコンウエハーリサイクル 太陽光発電 H & S 事業

(12) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

<国内>

会社名	名称	所在地
株式会社バルカー	本社 M・R・Tセンター 大阪営業所 名古屋営業所 北九州営業所	東京都品川区 東京都町田市 大阪府大阪市 愛知県名古屋市 福岡県北九州市
株式会社バルカーテクノ	本社	東京都品川区
株式会社バルカーエスイーエス	本社	東京都品川区
株式会社バルカー シール ソリューションズ	本社	奈良県五條市
九州バルカー株式会社	本社	福岡県飯塚市
株式会社バルカー・エフェフティ	本社	東京都品川区
株式会社バルカーメタルテクノロジー	本社	愛知県新城市

<海外>

会社名	国名	所在地
バルカーエヌジーシーインク	米国	テキサス州ヒューストン
バルカーアメリカインク	米国	カリフォルニア州サンベール
バルカーシール（上海）有限公司	中国	上海
バルカー（上海）貿易有限公司	中国	上海
バルカーコリアカンパニーリミテッド	韓国	ソウル
台湾バルカ一国際股份有限公司	台湾	高雄
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	ベトナム	ハイズン省
バルカーインダストリーズ（タイランド）リミテッド	タイ	サムットプラカン
バルカーインダストリーズシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール	シンガポール

(13) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,670名 (193名)	12名減 (1名増)

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ以外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名 (109名)	6名増 (9名減)	46.9歳	17.9年

(注) 従業員数は当社から当社以外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

当社は年齢や経歴に捉われず、適材適所で人材を登用し、シニア層の活躍推進も行っているため、平均年齢はやや高めに推移しています。

(14) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	5,837 百万円
株式会社みずほ銀行	2,572
日本生命保険相互会社	600
三井住友信託銀行株式会社	500

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円のコミットメントライン契約を締結しております。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 68,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,688,733株
- (3) 株主数 34,181名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率	%
			千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,773	15.77	
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,776	10.10	
バルカー東京共栄会	570	3.25	
株式会社三井住友銀行	537	3.06	
三井住友信託銀行株式会社	400	2.27	
瀧澤 利一	392	2.23	
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	307	1.75	
ダイキン工業株式会社	285	1.62	
バルカーオークス	261	1.49	
瀧澤 椎子	243	1.38	

(注) 当社は、自己株式1,103千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	12,600株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	瀧澤 利一	CEO
代表取締役社長	本坊 吉博	COO 東ソ一株式会社 社外取締役
取締役副社長	中澤 剛太	CDO 兼 経営全般補佐 兼 リサイクルウエハー事業担当 TORANOTE株式会社 取締役
取締役	青木 瞳郎	専務執行役員 CTO 兼 技術総合研究所長
社外取締役	関根 近子	株式会社Bマインド 代表取締役 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 東リ株式会社 社外取締役
社外取締役	齊藤 三希子	エスエムオーブル株式会社 代表取締役CEO
社外取締役	沓澤 浩也	
常勤監査役	高昭夫	
社外監査役	八戸 孝彦	弁護士 八戸法律事務所 代表
社外監査役	高橋 秀法	公認会計士 五洋建設株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役関根近子氏、同齊藤三希子氏および同沓澤浩也氏は、社外取締役であります。また、監査役八戸孝彦氏および同高橋秀法氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役高昭夫氏は、過去に当社の財務部門において、長年にわたり業務に携わっており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役八戸孝彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業の法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役高橋秀法氏は、公認会計士の資格を有しており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役関根近子氏、同齊藤三希子氏および同沓澤浩也氏並びに社外監査役八戸孝彦氏および同高橋秀法氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役中澤剛太氏は、副社長CDO兼経営全般補佐兼H&S事業・リサイクルウエハー事業担当に、取締役青木瞳郎氏は、専務執行役員CTOに、2024年4月1日付でそれぞれの担当が変更となりました。

<ご参考> 執行役員の状況（取締役兼務執行役員を除く）（2024年4月1日現在）

会社における地位	氏 名	担 当
上席専務執行役員	櫻井慎也	高機能シール本部長
専務執行役員	椿山善昭	C S O 兼 C Q O
専務執行役員	瀧澤利治	特命事項担当
専務執行役員	神田大輔	高機能樹脂・製品本部長
常務執行役員	小川禎	会長C E O担当秘書長
常務執行役員	谷田部麻美子	C C O 兼 法務・環境管理担当
常務執行役員	植木聰	経営企画部長 兼 I R 室・貿易事務担当
常務執行役員	伏屋克俊	生産調達本部長 兼 生産調達企画部長 兼 安全担当
常務執行役員	小野幹仁	H & S 事業本部長
執行役員	立田寛	総務部長 兼 T . V . W . 推進室担当
執行役員	野邊淳嗣	高機能樹脂・製品本部副本部長
執行役員	今井将廣	H & S 事業本部副本部長 兼 西日本営業部長
執行役員	後藤智子	人事部長 兼 人材開発担当
執行役員	門脇貞幸	財務部長
執行役員	村上良太	生産調達本部副本部長 兼 アセアン統括 兼 バルカベトナム社長
執行役員	能勢正章	技術総合研究所長
執行役員	川上孝弘	デジタル戦略本部長 兼 デジタル開発部長

C E O : 最高経営責任者

C O O : 最高執行責任者

C D O : 最高デジタル責任者

C T O : 最高技術責任者

C S O : 最高戦略責任者

C Q O : 最高品質責任者

C C O : 最高コンプライアンス責任者

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役関根近子氏、同齊藤三希子氏および同沓澤浩也氏並びに社外監査役八戸孝彦氏および同高橋秀法氏は、当社との間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「1. (10) 重要な親会社および子会社の状況」に記載の当社の子会社の取締役、監査役および執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります、1年毎に契約更新しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象員となる員数
		固定報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	465百万円 (34百万円)	328百万円 (34百万円)	89百万円 (-)	47百万円 (-)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	39百万円 (21百万円)	39百万円 (21百万円)	-	-	3名 (2名)
合計 (うち社外役員)	505百万円 (56百万円)	368百万円 (56百万円)	89百万円 (-)	47百万円 (-)	11名 (6名)

(注) 1. 上表には、2023年6月21日開催の第123期定期株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の業績運動報酬等は、取締役に職責全うを動機づける内容とし、企業業績を総合的かつ適切に評価できるよう、営業利益・当期純利益・ROE等の業績に関わる重要な経営指標を勘案することとしております。なお、その実績は「1. (9)財産および損益の状況の推移」並びに「連結計算書類」および「計算書類」等に記載のとおりであります。
4. 取締役の非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。また、割当ての際の条件等は「4. (4) ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであり、当事業年度における交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
5. 取締役の報酬等の額は、2018年6月20日開催の第118期定期株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役は3名）であります。
6. また、2019年6月20日開催の第119期定期株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の総数を3万株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名であります。
7. 監査役の報酬等の額は、2018年6月20日開催の第118期定期株主総会において、年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち社外監査役は3名）であります。

7. 取締役会は、代表取締役会長CEO瀧澤利一に対し、各取締役の固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）の具体的な内容について委任しております。委任した理由は、当社全体業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役会長CEOが適していると判断したためであります。
8. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、「4. (4) ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に基づき、固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）の具体的な内容について取締役会より委任を受けた代表取締役会長CEOが決定するとともに、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については取締役会の決議により決定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a) 基本方針

当社は、役員の役割がグループ全体の経営方針・戦略に基づいて、当社企業価値を高めることにあると考えております。取締役の報酬はそのインセンティブとして位置づけ、その報酬の水準については、取締役の役割と責任および業績に報いるのに相応しいものとすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬（確定額報酬）、業績連動報酬（役員賞与）および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成するものとします。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬（確定額報酬）のみを支給するものとします。

b) 固定報酬（確定額報酬）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の固定報酬（確定額報酬）は、月例報酬とし、基本報酬月額と、代表権の有無、役位（会長、社長）と常勤、非常勤の別に応じた定額報酬からなるものとします（なお、執行役員を兼務する場合の定額報酬は、役員報酬とは区別して定めるものとします）。これらは役位、区分ごとの基準額をベースに、在任期数、貢献度、経験、専門性等を勘案して決定するものとします。

c) 業績連動報酬（役員賞与）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の業績連動報酬（役員賞与）は、取締役に職責全うを動機づける内容とし、毎年一定の時期に支給するものとします。具体的には、企業業績を総合的かつ適切に評価できるよう、営業利益・当期純利益・ROE等の業績に関わる重要な経営指標を勘案することとし、個別の業績連動報酬（役員賞与）は、固定報酬（確定額報酬）と業績連動報酬（役員賞与）の比率がe）報酬等の割合に関する方針に記載の割合となるよう基準額を算出のうえ、当該年度の業績水準および各取締役の重点施策の推進状況等に応じて基準額の0%～150%の範囲で支給額を決定するものとします。

d) 非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含みます）

取締役の非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有するとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としております。割当株式数は、固定報酬（確定額報酬）（使用者兼務取締役の場合は当該使用者分給与を加えるものとします）に役位を加味した基準額をベースに算定し、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、取締役会において決定のうえ、毎年一定の時期に支給するものとします。また、当社と取締役との譲渡制限付株式割当契約において、譲渡制限期間（30年以上で取締役会が定める期間）が満了するまでに譲渡制限が解除されてい

ない場合や、譲渡制限期間開始後最初の定時株主総会より前に当社の取締役、使用人等から退任又は退職した場合を譲渡制限付株式の無償取得事由として定めるものとします。

e) 報酬等の割合に関する方針

社外取締役以外の取締役の種類別の報酬割合については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するように設定するものとします。具体的な固定報酬（確定額報酬）、業績連動報酬（役員賞与）、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の割合については、7：2：1を目安とし、職責や報酬水準を考慮して決定するものとします。

f) 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等のうち固定報酬（確定額報酬）および業績連動報酬（役員賞与）については、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長がその具体的な内容の決定について委任を受けるものとします。その権限の内容は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内であり、かつ上記の方針および役員報酬規程に従うことを前提とした、各取締役への具体的な配分の決定とします。なお、取締役の個人別の報酬等のうち非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、取締役会において決定するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外取締役関根近子氏は、株式会社Bマインドの代表取締役、株式会社TAKARA & COMPANYの社外取締役および東リ株式会社の社外取締役であります。当社と株式会社Bマインド、株式会社TAKARA & COMPANYおよび東リ株式会社との間には取引関係はありません。

社外取締役齊藤三希子氏は、エスエムオーワー株式会社の代表取締役CEOであります。当社とエスエムオーワー株式会社との間には取引関係はありません。

社外監査役八戸孝彦氏は、弁護士であり、八戸法律事務所の代表であります。当社と八戸法律事務所との間には取引関係はありません。

社外監査役高橋秀法氏は、公認会計士であり、五洋建設株式会社の社外取締役であります。当社と五洋建設株式会社との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	関根近子	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回すべてに出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
社外取締役	齊藤三希子	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回すべてに出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
社外取締役	沓澤浩也	当期における主な活動状況といたしましては、2023年6月21日就任後に開催されました取締役会11回すべてに出席し、主に経営判断に関する監督・助言の見地から、経営の専門家として議案の審議に必要な発言を適宜行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から発言を行っております。
社外監査役	八戸孝彦	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回のうち13回、監査役会16回のうち15回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	高橋秀法	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回、監査役会16回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬	58百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

- 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に非監査業務として、気候関連財務情報開示（TCFD）に係る助言・指導業務等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	(74,487)
現金及び預金	43,801
受取手形	6,386
電子記録債権	1,850
売掛金	3,389
契約資産	13,143
商品及び製品	119
仕掛品	5,921
原材料及び貯蔵品	951
未収入金	9,348
その他	1,890
貸倒引当金	955
	△154
固定資産	30,686
有形固定資産	19,772
建物及び構築物	7,623
機械装置及び運搬具	3,325
工具、器具及び備品	1,528
土地	4,377
リース資産	877
建設仮勘定	2,040
無形固定資産	1,930
ソフトウエア	1,267
その他	663
投資その他の資産	8,983
投資有価証券	5,905
繰延税金資産	334
退職給付に係る資産	1,803
その他	941
貸倒引当金	△1
資産合計	74,487

科 目	金 額
(負債の部)	(25,755)
流動負債	16,560
支払手形及び買掛金	6,334
電子記録債務	1,028
短期借入金	2,812
1年内返済予定の長期借入金	1,285
リース債務	187
未払金	1,116
未払法人税等	888
未払消費税等	286
契約負債	397
賞与引当金	734
役員賞与引当金	89
その他	1,398
固定負債	9,195
長期借入金	5,994
リース債務	728
繰延税金負債	1,685
退職給付に係る負債	480
その他	306
(純資産の部)	(48,731)
株主資本	44,048
資本金	13,957
資本剰余金	4,631
利益剰余金	27,409
自己株式	△1,950
その他の包括利益累計額	4,167
その他有価証券評価差額金	1,729
為替換算調整勘定	1,927
退職給付に係る調整累計額	510
非支配株主持分	515
負債・純資産合計	74,487

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	61,744
売上原価	36,438
売上総利益	25,305
販売費及び一般管理費	18,203
営業利益	7,102
営業外収益	
受取利息及び配当金	102
設備賃貸収益	254
持分法による投資利益	207
為替差益	28
その他	158
	751
営業外費用	
支払利息	191
手形売却損	18
設備賃貸費用	178
その他	64
	454
経常利益	7,399
特別利益	
固定資産売却益	5
投資有価証券売却益	2
	8
特別損失	
固定資産売却損	5
固定資産廃棄損	109
減損損失	191
	307
税金等調整前当期純利益	7,100
法人税、住民税及び事業税	1,858
法人税等調整額	291
当期純利益	4,950
非支配株主に帰属する当期純利益	40
親会社株主に帰属する当期純利益	4,909

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科 目	金 額
(資産の部)	(52,225)
流動資産	28,651
現金及び預金	4,174
受取手形	1,386
電子記録債権	2,915
売掛金	7,339
商品	3,178
原材料	6,320
貯蔵品	4
前払費用	418
短期貸付金	371
未収入金	2,492
その他	49
貸倒引当金	△1
固定資産	23,574
有形固定資産	6,303
建物	1,807
構築物	60
機械及び装置	318
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	675
土地	3,363
建設仮勘定	78
無形固定資産	1,142
ソフトウエア	1,127
電話加入権	14
投資その他の資産	16,127
投資有価証券	4,370
関係会社株式	4,621
関係会社出資金	2,369
長期貸付金	3,588
敷金及び保証金	284
前払年金費用	1,012
その他	103
貸倒引当金	△222
資産合計	52,225

科 目	金 額
(負債の部)	(20,434)
流動負債	14,490
電子記録債務	932
買掛金	4,826
短期借入金	613
一年以内返済の長期借入金	916
未払金	852
未払法人税等	84
未払費用	79
預り金	5,326
賞与引当金	319
役員賞与引当金	89
その他	451
固定負債	5,944
長期借入金	4,885
繰延税金負債	800
退職給付引当金	6
資産除去債務	144
その他	107
(純資産の部)	(31,790)
株主資本	30,103
資本金	13,957
資本剰余金	4,366
資本準備金	4,197
その他資本剰余金	169
利益剰余金	13,720
その他利益剰余金	13,720
繰越利益剰余金	13,720
自己株式	△1,941
評価・換算差額等	1,686
その他有価証券評価差額金	1,686
負債・純資産合計	52,225

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金額
売上高	37,991
売上原価	24,980
売上総利益	13,011
販売費及び一般管理費	12,901
営業利益	109
営業外収益	
受取利息及び配当金	3,266
その他	613
	3,880
営業外費用	
支払利息	190
その他	511
	701
経常利益	3,288
特別利益	
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	2
	7
特別損失	
固定資産売却損	5
固定資産廃棄損	51
	57
税引前当期純利益	3,238
法人税、住民税及び事業税	205
法人税等調整額	10
	216
当期純利益	3,022

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社バルカー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルカーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルカー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し

適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社バルカー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルカーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第124期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社バルカ一 監査役会

常勤監査役	高 昭夫	㊞
社外監査役	八戸孝彦	㊞
社外監査役	高橋秀法	㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、当期の期末配当を次のとおりといたしましたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といいたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき	金75円
総額	1,318,878,075円

(注) なお、中間配当金として75円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり150円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月21日

第2号議案

取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役青木睦郎氏は辞任により退任されますので、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
たき さわ 瀧澤 利治	新任 専務執行役員 特命事項担当	—



所有する普通株式の数

35,760株

たき さわ 瀧澤 利治

(1988年1月29日生)

新任

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2014年	1月	当社 入社	2022年	4月	当社 常務執行役員
2014年	4月	三井物産株式会社 出向			H & S 営業本部長
2019年	1月	当社 海外統括本部副本部長	2023年	4月	当社 専務執行役員
2019年	4月	当社 執行役員 海外統括本部 副本部長 中国事業統括			H & S 事業本部長
2020年	4月	当社 常務執行役員 高機能樹脂本部長	2024年	4月	当社 専務執行役員 特命事項担当(現任)

[取締役候補者とした理由]

当社の事業部門の責任者として構造改革・体制強化に尽力し、着実な成果をあげており、引き続きその経験と実践力は、今後の事業展開および変化する事業環境に対応し、当社の持続的な企業価値の向上に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

監査役2名選任の件

監査役高昭夫氏および監査役戸井川孝彦氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	出席状況
1	こう 高 あき お 昭夫	再任	常勤監査役 取締役会 14回／14回 (100%) 監査役会 16回／16回 (100%)
2	とい がわ 戸井川 いわ お 岩夫	新任 社外 独立	—



候補者番号 1 高昭夫
(1956年6月6日生)

再任

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1999年 10月 当社 入社	2018年 4月 当社 常務執行役員
2009年 4月 当社 管理本部 財務部長	財務経営管理部長 兼 I R 室担当
2010年 4月 当社 執行役員 財務部長	2020年 6月 当社 常勤監査役(現任)

監査役在任期間

4年

取締役会出席回数

14回／14回 (100%)

監査役会出席回数

16回／16回 (100%)

所有する普通株式の数

2,624株



候補者番号 2 戸井川 岩夫
(1953年8月22日生)

新任

社外

独立

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1991年 4月 東京弁護士会 弁護士登録	2006年 5月 日比谷T&Y法律事務所 開設
1991年 4月 渡部喜十郎法律事務所 入所	弁護士(現任)
2001年 7月 戸井川法律事務所 開設	2015年12月 日本農薬株式会社 社外取締役
2005年 4月 慶應義塾大学大学院 法務研究科 非常勤講師	2020年 6月 同社 社外取締役(監査等委員) (現任)

所有する普通株式の数

—

〔社外監査役候補者とした理由〕

社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士であり、法律の専門家としての立場からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 戸井川岩夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 戸井川岩夫氏の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、社外監査役候補者である戸井川岩夫氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、損害賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。各監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容の更新を予定しております。

第4号議案

補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者植木聰氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、補欠監査役候補者八戸孝彦氏は社外監査役の補欠として、選任をお願いするものであります。また、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位	出席状況
1	うえ き さとし 植木 聰	常務執行役員 経営企画部長 兼 I R室・貿易事務担当	—
2	はち のへ たか ひこ 八戸 孝彦	社外監査役 社外 独立	取締役会 13回／14回 (93%) 監査役会 15回／16回 (94%)



候補者番号

1

うえ
植木
さとし
(1963年8月5日生)

所有する普通株式の数

6,700株

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1987年 4月 株式会社住友銀行(現 株式会社 三井住友銀行) 入行	2022年 4月 当社 常務執行役員 経営企画部長 兼 I R室担当
2017年 5月 当社入社 財務部副部長	2023年 4月 当社 常務執行役員
2018年 4月 当社 執行役員 財務経営管理部 副部長	経営企画部長 兼
2020年 4月 当社 執行役員 財務部長 兼 I R室担当	I R室・貿易事務担当(現任)

[補欠監査役候補者とした理由]

当社の常務執行役員として事業内容・企業文化に精通していることに加え、経理・財務や経営企画等の担当職務を通じた豊富な経験と高い見識を有していることから、適切な助言・監督を行っていただけるものと判断し、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

はち のへ
八戸 孝彦
(1947年6月5日生)

社外

独立

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1973年 4月 東京弁護士会 弁護士登録	1987年 5月 八戸法律事務所 代表(現任)
1973年 4月 渡部喜十郎法律事務所 入所	2016年 6月 当社 社外監査役(現任)

[補欠社外監査役候補者とした理由]

社外役員以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士であり、法律の専門家としての立場からの助言・監督を行っていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

取締役会出席回数

13回／14回

監査役会出席回数

15回／16回

所有する普通株式の数

8,400株

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ハ戸孝彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. ハ戸孝彦氏が社外監査役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. ハ戸孝彦氏は、現に当社の社外監査役であり、監査役に就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって8年になります。なお、同氏は本定時株主総会終結の時をもって社外監査役を退任いたします。
5. 当社は補欠の社外監査役候補者であるハ戸孝彦氏と責任限定契約を締結しております。同氏の社外監査役退任に伴い、現契約は終了いたしますので、同氏が改めて社外監査役に就任した場合、当社と同氏との間で、損害賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、「4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。植木聰氏およびハ戸孝彦氏の各氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時ににおいても同内容の更新を予定しております。

(ご参考)

当社取締役・監査役は会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成するものとします。

第2号議案、第3号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役・監査役の知見、経験は次のとおりであります。

氏名		企業経営 ・ 経営戦略	財務 ・ 会計	法務 ・ リスク マネジメント	ESG	製造	営業 ・ マーケティング	人事・労務 ・ 人材開発	国際性	技術 ・ テクノロジー
取締役	瀧澤 利一	●	●	●	●	●	●	●		●
	瀧澤 利治	●	●		●		●		●	
	本坊 吉博	●	●	●	●		●		●	
	中澤 剛太	●	●		●					●
	関根 近子	社外	●		●	●	●	●	●	
	齊藤 三希子	社外	●		●	●	●	●		
	沓澤 浩也	社外	●	●		●		●	●	●
監査役	高 昭夫			●	●					
	高橋 秀法	社外	●	●	●	●				
	戸井川 岩夫	社外			●			●		

※上記一覧表は、各氏の有するすべての知見、経験を表すものではありません。

以上

会場ご案内略図

▶ 会場

東京都品川区大崎二丁目1番1号

ThinkPark Tower 24階

(シンクパークタワー)

株式会社バルカー 本社大会議室

電話 (03) 5434-7370



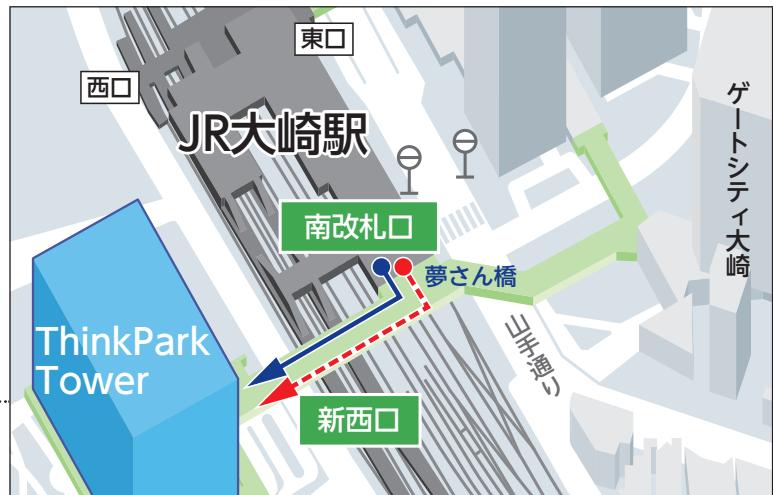
▶ 交通機関

JR「大崎駅」

南改札口 新西口 直結

夢さん橋 を通り 徒歩 2分

(JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン・
東京臨海高速鉄道りんかい線・相鉄線直通)



ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

クールビズスタイルでの株主総会開催について

株主総会当日、当社係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申しあげます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。